

羽島市学校構想推進協議会要綱

令和7年4月23日

教育委員会告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市附属機関設置条例（平成26年羽島市条例第2号）第2条の規定により、羽島市学校構想推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、羽島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の新しい時代に向けた学校構想の推進のため、今後の学校の教育課題、学校教育制度、教育課程、学校運営、適正規模等に関する事項の助言及び協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) 学校教育に関わる者
- (3) 幼児教育・保育に関わる者
- (4) PTA組織に関わる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員が委嘱された後最初に行われる会議は、教育長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、羽島市教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月23日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年度に委嘱する委員の任期は令和9年3月31日までとする。